

少年院の教育評価における参考情報利用の 実態に関する研究（その2）

矯正協会附属中央研究所 大川 力
 妙円 菫 章*
 出口 保行**
 土持 三郎
 橘 偉仁
 茂木善次郎
 東京矯正管区 大西 美加***

1 はじめに

少年院の教育評価については、対象者が量質ともに変動が大きいことを踏まえて、常に日常の教育活動について評価を行い、その結果をフィードバックさせていく必要があることは言うまでもない。そして少年院の場合、そうした自己評価だけではなく、家庭裁判所をはじめとする少年保護関係機関による評価についても積極的に参考情報として取り入れていく必要がある。そこで、全国の少年院が教育評価における参考情報を、どのように収集し利用しているかについての実態を明らかにする目的でこの研究は計画された。その状況についてはすでに本紀要第7号において報告したが、今回は少年院側が参考情報を関係機関等に提供し、その反応等をいかに利用しているか、すなわち、少年院の広報活動の状況について報告する。

2 目的と方法

矯正施設の広報活動の在り方については、

一般行政機関の行う広報活動と同様、担当する業務についての情報を国民に提供するとともに、国民の行政に対する意見を吸い上げる活動をも含んでいるものと考えられる。矯正施設が主体的に関わる広報については、被収容者の個人情報秘匿の必要性や名誉保持の観点から、以前は消極的であったと思われる。しかし、昭和50年代以降矯正施設の役割と現状を積極的に広報し、ともすれば暗いイメージを持たれがちな矯正施設についての、国民一般の理解を得ることの必要性が重視されるようになった。最近ではそうした点についてのマスコミ関係者の理解が得られるようになり、被収容者の人権等に配慮しつつ、矯正施設の活動がマスコミ等を通じて一般国民にも公開されるようになってきている。しかし、ともすれば興味本位なものに傾く虞があるので慎重な配慮が必要であることは言うまでもない。

また、矯正施設の広報は前述のような一般国民向けのものだけではなく、関係機関や保護者などの関係者に対するものも含まれており、それは少年院の社会的役割を果たす上で

*現矯正協会文化部

**現法務大臣官房秘書課

***現浦和少年鑑別所

非常に重要なものである。それは日常いろいろな業務のうで接触のある機関ではあっても、以前から持っているイメージをそのまま持っていたり、思いがけない誤解がないとは言えないからである。

そこで本研究では、教育評価における参考情報の収集及び利用に関する調査の一環として広報についても調査を行った。広報に関する項目は、広報実施の機会ごとに、広報先、日時、内容、担当者及び利用資料についてで、調査期間は平成7年11月1日から平成8年10月31日までの1年間である。

なお、本研究全体の目的と方法については、本紀要第7号の報告「その1」を参照されたい。

3 結果

広報についてはどういう対象者に対するものであるかによって、方法等は大きく変わると考えられるので、広報実施機会ごとに、広報先・目的・内容等について述べるが、全体の状況については、付表として最後に掲げた。

(1) 協議会・連絡会・事例研究会等

各種の協議会・連絡会・事例研究会等の開催状況については、すでに本紀要第7号において報告したとおりで、調査期間中の協議会等の開催は、1庁当たり平均3.3回であったが、ほとんどの庁がそうした協議会を広報の場として捉えている。

広報先は公的な協議会であるから、家庭裁判所・検察庁・保護関係機関等が主である。そして、矯正教育への理解の促進と、関係機関との連絡協調を全ての庁が広報の目的としてあげており、内容も施設の運営状況や教育成果の発表を挙げているが、6割以上の庁が処遇経過の伝達を挙げているのは、事例研究会を含んでいるためと考えられる。担当者は次長・首席専門官・統括専門官で公式な会合であるため、役職者の出席が多い。⁽¹⁾ その際に利用された資料は、施設要覧・施設のしおり・統計資料をほとんどの庁が挙げており、

広報誌（紙）や少年の作文集を利用している庁が半数ほどである。また、施設紹介のビデオを利用しているのが10庁であった。

(注1) 本調査においては、少年院長については広報担当者としては計上しないこととした。それは院長の場合、種々の会合等に出席することが多く、しかも少年院の代表者として当然広報担当者としての役割を持つものである。したがって院長を広報担当者として計上すると、広報の範囲や対象が広範なものになり、ここで言う広報とは異なるものが混入する虞があると考えられたので、本調査に当たっては、院長は担当者から除外することとした。

(2) 教育行事等

教育行事の開催状況については前回報告したとおりで、各庁とも開催の回数は多く、またそうした教育行事の開催を広報の機会としても捉えている。教育行事の場合その性質上、広報先は関係機関の外、部外協力者や保護者に及んでおり、施設の運営状況・教育成果の発表・処遇経過の伝達が広報内容となっている。また、担当者は次長・首席専門官・統括専門官の外、一般職員も多く関係しており、利用資料も施設要覧の外、少年の作文集を22庁が挙げている。

(3) 矯正展

矯正展は年1回東京で行われる全国矯正展の外、ブロック単位や県単位等で行われ、年中行事として定着しているものと思われる。その主たる目的は刑務所作業製品の展示と販売であるが、その外に矯正施設の役割についての一般の理解を深める目的で、施設紹介のパネル展示や、写真やビデオ等による紹介も行っているのが通例である。

この矯正展を広報の機会として挙げたのは50庁であり、ほとんどの庁が複数の矯正展に参加している。また、少年院主催の矯正展を実施しているのが10庁、地域の団体と共催したのが2庁あった。その主たる目的としては、

ほとんどの庁が施設の運営内容の紹介と、教育成果の紹介を挙げている。また、利用資料としては、施設要覧の外、広報誌（紙）・作文集とともに、16庁が施設の紹介ビデオを挙げている。

(4) 論文・研究発表等

論文や学会・研究会での発表を広報の機会として挙げた庁は20庁であったが、そのうち13庁は矯正教育学会での発表で、一般の学会を挙げているのは6庁、雑誌等への発表は全てが矯正部内を対象とした雑誌であった。また、内容は教育成果の発表で、担当者は統括専門官や一般職員が多い。

(5) マスコミ関係

調査の対象期間1年間に、マスコミを通じた広報機会のあった庁は42庁48回であった。庁別では4回が1庁、3回が2庁、2回が7庁となっている。メディアとしては新聞が最も多く34回、テレビが11回、その他3回となっている。

広報の目的としては、矯正教育への理解促進をほとんどの庁が挙げており、内容としては、教育成果の発表と施設の運営内容の紹介となっている。また、担当者としては次長を挙げたのは40庁であり、ほとんどの庁で次長が対応している。

以上主な広報実施の機会別に各庁の対応状況について述べてきたが、矯正展とマスコミ関係を除けば本来広報のために計画されたものではなく、今回の調査においても記入者の考え方により広報として記載しなかった場合も考えられる。したがって、これまで挙げてきた数字が各庁の実態を正確に反映しているとは言えないが、多くの施設が各種の日常業務を、広報活動の一環として捉え、矯正教育の理解に向けて活発な活動を行っていることは看取できる。

4 おわりに

本研究は少年院の教育評価における参考情

報利用の現状について調査する目的で計画されたものであるが、今回の報告は、それと表裏の関係にあるとも言える広報活動の現状についてまとめたものである。しかし、どの少年院も広報の専門家を配置しているわけではないし、広報活動が本来の業務ではないところから、予算的にも人員的にも多くの制約があることは言うまでもない。それにもかかわらず、各少年院が日常の業務活動を広報活動の一環として捉え、関係機関だけでなく、一般市民の理解に向けて広報活動が活発に行われているという現状について、その一端をみることはできたと思われる。しかしながら本調査自体が完全なものとは言えず、そのため実際に各少年院が行っている広報活動の全てまで明らかにすることはできなかったことを認めざるを得ない。

ところで梅村(1997)は少年院の広報活動の目的として次の3点を挙げている。

- 1 少年院の存在意義と役割を正しく伝えること
- 2 少年院の今を伝えること
- 3 少年院のイメージアップを図ること

梅村はこの3点のバランスをとることが重要であるとし、更に職員全員が広報に取り組むとともに、「施設の今」についての広報と、施設の運営方針を基本とした広報を考えなければならないことを強調している。また、川端(1997)は行刑施設の広報について、拘禁施設としての厳格な施設運営ということを認識した上での、ニーズに応じた柔軟な対応が必要であるとしている。また、福島(1997)は少年鑑別所の広報について、昨今の情報公開時代にあって、情報公開に積極的な姿勢を持ち、種々の広報業務を通じて国民各層が必要なサービスを受けられるように、諸施策を講じていくのが矯正施設職員の責務であるとしている。このように同じ矯正施設であっても、施設の業務内容との関係で広報に対する構えに多少の違いはみられるが、広報の重要性につ

いては等しく認めている。

一方石井(1998)によれば最近のマスメディアの世界では、プリント・ジェネレーションからテレビ・ジェネレーションを経て、ネット・ジェネレーションが出現しているという。ネット・ジェネレーションとは、1977年以降に生まれたインターネットで楽しむ世代に対して、アメリカの出版物が用いている用語だそうである。浜井(1997)はインターネットを通じて世界の矯正に関する事情が居ながらにして分かるようになってきていると、最近のインターネットの矯正に関するホームページを紹介しているが、このように広報の手段も大きく変わりつつある。情報公開についての論議が高まっている今、矯正施設が広報に際して考えなければならない課題は多い。今回の少年院での調査を通じて、各少年院がいろ

いろな日常の教育活動を、広報という立場からも捉え、それに取り組んでいることの一端を明らかにし得たと思われるが、今後の発展に向けての参考になれば幸いである。

文 献

- 梅村謙 1997 広報雑感 刑政 108(8) 116-121
 川端正弘 1997 府中刑務所における広報 刑政, 108(7), 80-87
 福島啓造 1997 今どきの少年鑑別所 広報を考える 刑政, 108(9), 76-82
 石井威望 1998 ネット・ジェネレーション 刑政, 109(5), 82-83
 浜井浩一 1997 インターネットでめぐる世界の矯正事情 刑政, 108(2), 68-77

付表 広報の実施状況

実施機会 実施内容等		協議会 連絡会 事例研 究会等	教 育 行 事	矯 正 展	論文・ 研究発 表 等	マ ス コ ミ 関 係			
						計	テ レ ビ	新 聞	そ の 他
回 数 等	実 施 庁 数	53	53	50	20	42	11	28	3
	実施延べ回数	177	218	76	29	48	11	34	3
	一庁平均回数	3.3	4.1	1.5	1.5	1.1	1.0	1.2	1.0
広 報 内 容	施設運営状況	44	26	29	8	30	6	24	-
	教育成果発表	45	47	37	17	34	6	27	1
	処遇経過伝達	36	21	1	6	1	-	1	-
	そ の 他	24	26	18	6	16	5	10	1
担 当 者	次 長	33	33	19	3	40	9	30	1
	庶務課長	4	20	17	2	5	3	1	1
	首席専門官	47	39	21	7	5	2	3	-
	統括専門官	50	39	34	10	5	1	3	1
	そ の 他	36	31	31	16	2	2	-	-
利 用 資 料	施設要覧	46	26	18	-	22	5	15	2
	広報紙(紙)	19	6	16	1	5	1	4	-
	統計資料	39	8	7	2	3	3	-	-
	作文集	17	22	22	1	5	3	2	-
	紹介ビデオ	10	9	16	-	29	8	20	1

(注)「回数等」以外の欄の数字は各機会を単位とした該当庁数を示す。